

苫小牧市飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年3月30日条例第3号）の趣旨に則り、保護猫及び飼い主のいない猫（以下「野良猫等」という。）による生活環境被害とみだりな繁殖により増える不幸な猫を低減するとともに、動物の愛護と適正な管理を推進し、誰もが快適に暮らすことができるまちの実現を図るため、野良猫等の不妊去勢手術費の助成について、補助金等の交付の手続き及び必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、市内で猫の保護活動を行う団体（事務所が市内又は事務所を持たない団体にあつては代表者住所が市内であるもの）及び野良猫の鳴き声や糞尿等により、周辺的生活環境が損なわれている事態が発生している地域の町内会や地域住民による任意団体のほか、市内に住所を有する個人（ただし、個人については、不妊（卵巣又は卵巣と子宮を摘出することという。）又は去勢（精巣を摘出することという。）手術（以下「不妊去勢手術」という。）を行う猫が、飼い猫ではないことを猫の保護活動を行う団体や地域住民（同一世帯以外）等により確認されている場合とする。）で、市内に生息する野良猫等に動物病院で不妊去勢手術を実施し、その手術費用を支払った者とする。（当該野良猫等の不妊去勢手術費用について他の団体から補助金その他の補助措置又は寄付等を受けている者を除く。）

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、不妊去勢手術を実施した野良猫等1頭につき次の各号に掲げる額（税抜き額）とする。ただし、支払った手術費用の額が各号で定めた額を下回る場合は当該支払った額（税抜き額）とする。

(1) 不妊手術（めす） 10,000 円

(2) 去勢手術（おす） 7,000 円

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊去勢手術助成金交付申請書兼誓約書（様式第1号）を市長あてに提出するものとする。

(捕獲器設置の周知)

第5条 捕獲器を設置する場合は、周辺住民の飼い猫を捕獲することがないように周知し、周辺住民の飼い猫を錯誤捕獲した場合は設置者の責任で対応すること。

(交付等の決定)

第6条 市長は交付申請書の提出があつたときは、内容を審査し、交付を決定したときは、不妊去勢手術助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し、通知するものとする。

2 第1項の交付決定は、当該年度の予算の範囲内において行うものとし、申請額の

総額が当該年度の予算を超えた場合にあっては、申請書の提出順に交付の決定を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定を行うに当たって条件を付することができる。

4 交付決定前の事前着手については認めない。

(変更交付申請)

第7条 申請者は、助成金交付申請の内容を変更しようとする場合には、不妊去勢手術助成金変更交付申請書(様式第3号)に当該変更の内容を市長に提出しなければならない。なお、市長は変更交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、変更後の交付を決定したときは、当初の交付決定を取り消し、再度不妊去勢手術助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、新たに申請者に対し、通知するものとする。

(中止又は取下げ)

第8条 不妊去勢手術助成金交付・不交付決定通知後、事情の変更等により、不妊去勢手術を中止又は取下げしようとする場合には、不妊去勢手術助成金交付中止(取下げ)申請書(様式第4号)を市長に提出して承認を受けなければならない。市長は内容を審査し、不妊去勢手術助成金交付中止(取下げ)承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業完了後速やかに不妊去勢手術助成金交付実績報告書(様式第6号)に不妊去勢手術に関わる動物病院の領収書又はその写し及び関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて申請者への聞き取り調査等を行い、事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第7条に基づく変更の承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定して、不妊去勢手術助成金交付額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により助成金額の確定を受けた者は、不妊去勢手術助成金交付請求書(様式第8号)に助成金の振込先口座を確認できるもの(通帳等)の写しのほか市長が提出を求める書類を添えて、不妊去勢手術助成金額確定通知書受理後速やかに市長あてに提出するものとする。

(助成決定者の遵守事項)

第12条 申請者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 申請者は野良猫等を捕獲する際は事前に周辺住民に捕獲及び不妊去勢手術する旨を通知し、所有者の有無を確認すること。また、捕獲した野良猫等は申請者の責任で管理すること。

- (2) 捕獲器を設置する場合は土地所有者等と合意した上で、設置者の責任で管理すること。
- (3) 不妊去勢手術後の猫は終生屋内飼養をする者への譲渡を基本とする。なお、報告までに譲渡先が決定せず、実績報告後に譲渡先等が決定した場合は、譲渡先等決定届（様式第9号）により報告すること。
- (4) 不妊去勢手術後の野良猫等を手術前の生息場所に戻す場合は、生息場所周辺住民に周知した上で、トイレの設置、餌の適正な管理などにより生活環境の保持に努めること。なお、生息場所周辺の規定については、当該猫が行動し得る範囲とする。
- (5) 不妊去勢手術後の野良猫等は識別措置（耳カット）を講じること。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、不妊去勢手術助成金返還命令書（様式第10号）により、助成金の交付決定を取消し、既に助成金が交付されているときは期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 暴力団の利益となる利用であることが判明した場合（苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第7条）
- (3) その他助成することが不適当と認められる事実があった場合

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則（令和6年6月27日決定）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。